

修理業者のみなさまへ

応急修理見積書作成時のお願い（留意点等）

- ① 被災者から請け負う全ての項目を記載する必要はなく、上限（準半壊：318,000円 半壊以上：655,000円）を超える場合は、大きな金額のものから記載することにより項目を少なくし、必要な写真等が少なくなるようにご対応いただいで結構です。（例：エコキュート、システムキッチン、床）
- ② 住宅設備については、まず、機器の部分修理での対応の可否についてご確認ください。
そのうえで、部分修理が不可能の場合は、修理業者様の申立書（自由書式。別紙参考1参照）により、機器の故障状況および部分修理では対応不可能な理由をご提出願います。
- ③ 工事名称欄について
 - ・項目は細分化せずに、まとめていただいで結構です。
（例 既存床撤去・処分（下地板・断熱材とも）
 - ・新旧が同等のものか確認できるよう、名称欄あるいは備考欄に、新旧それぞれの商品名、品番、材質、厚み等をご記載ください。（※既存は保証書（写）の添付でも結構です。）
また、取替の場合の新規のものには、商品名等とあわせて「（既存同等品）」と追記願います。
（例 旧：●●厚△mm 新：○○厚△mm（既存同等品））
- ④ 数量欄について
 - ・原則として「一式」とはせず、「㎡」あるいは「坪」を単位とした数量をご記載ください。
- ⑤ 備考欄について
 - ・（工事名称欄と重複記載）
新旧が同等のものか確認できるよう、名称欄あるいは備考欄に、新旧それぞれの商品名、品番、材質、厚み等をご記載ください。
また、取替の場合の新規のものには、商品名等とあわせて「（既存同等品）」と追記願います。
 - ・対象の室名等、工事個所が特定できるようご記載ください。
（対象外：押入、クローゼット、納戸（それらの建具を含む。））
- ⑥ 合計欄について
 - ・応急修理対象（○印）となるもののみの合計額をご記載ください。
- ⑦ 表中の金額は、税込みでご記載ください。
- ⑧ 参考として、商品のカタログ等をご提出願います。
- ⑨ 写真について
 - ・見積書提出時には、修理前の写真を添付して下さい。
 - ・完了報告時には、原則、修理前、修理中、修理後の写真が必要です。修理前、修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合は、修理業者様の申立書（自由書式。別紙参考2参照）をご提出願います。
- ⑩ 書き方や記載する項目の選択に少しでもご不明点がある場合は、ご連絡ください。

【見積書に関するお問合せ先】

- ・各技術係長 054-221-1259（山内）
054-221-1238（小林）
054-221-1124（中澤）
054-221-1267（本間）

申立書

静岡市長 様

〇〇（修理申込者＝施主）様邸の応急修理にあたり、既存の〇〇（例：エコキュート）について、浸水被害により、ヒートポンプユニットは〇〇（故障内容）、また貯湯タンクユニットは〇〇（故障内容）の状況です。

これらについて、〇〇の理由から部分修理は不可能であることから、すべてを新しいものに取替が必要となります。

令和 年 月 日

（応急修理事業者名） 印

申立書

静岡市長 様

（例1） 〇〇（修理申込者＝施主）様邸の応急修理にあたり、〇〇（部位）について、〇〇の理由から、施工前の写真がありませんが、規格（給湯器等）は〇〇であり、〇〇（詳細の損壊状況）でした。

また、交換するものは同等品となります。（別紙図面参照）

（例2） 〇〇（修理申込者＝施主）様邸の応急修理にあたり、〇〇（部位）について、〇〇の理由から、施工中の写真がありませんが、〇〇（詳細の施工方法）のとおり施工しております。（別紙図面参照）

令和 年 月 日

（応急修理事業者名） 印

△撮り忘れの理由として、単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等は、証明とは見なさないで、ご留意下さい。

△図面を添付ください。

改修部分の図面（どの部分を改修したか分かるもの）に、損壊状況を記載し、どのような応急修理をするか（したか）を記載願います。